

整備計画 4『安全・安心な歩行環境の創出』

◇ 歩行者の優先を基本とした「歩いて暮らせる街づくり」を推進し、歩行空間の確保・充実やネットワーク化、バリアフリー化、より良い自転車利用環境及び歩行環境の形成を目指します。

主な整備内容 ■ハード整備 ●ソフト整備		事業 主体	スケジュール							
			H26			H30			H33	
行政が主体となって 進める取り組み	■権之助坂横断歩道橋に 代わる横断歩行環境整 備の推進	都								
	■安全・安心な歩行環境の 形成（交通バリアフリー 推進基本構想）	区								
行政と住民等が連携 して進める取り組み	●自転車通行のルール化 支援と啓発活動	区 住民								
住民等が主体となっ て進める取り組み	●道路の適正使用、ルール づくりの推進	住民								

整備計画 5『街を楽しむ暮らしのみちネットワークの充実』

◇ 地域資源を繋ぐみどりのネットワークを活用し、みどり豊かで潤いがある「暮らしのみちネットワーク」の形成・充実を目指します。

主な整備内容 ■ハード整備 ●ソフト整備		事業 主体	スケジュール							
			H26			H30			H33	
行政が主体となって 進める取り組み	■沿川道路・沿川通路の歩行 環境の充実	区								
	■新橋公衆便所の改修									
	■目黒川の水質浄化の推進	都 区								
行政と住民等が連携 して進める取り組み	■みどりの散歩道を活用 した歩行環境・景観の充実	区 住民								
住民等が主体となっ て進める取り組み	■街歩きルート沿道宅地 のみどりの保全・創出	住民								

3. 今後の取り組み

地区における街づくりの整備プログラムの実施においては、区民、事業者、区がそれぞれの役割を担い、進めていくことが必要となります。特に、地域の実態に即したルールづくりなど、より良い街づくりを進めるためには、地域コミュニティの維持・発展を図りながら、地域の個性や文化を大切にしたい、各種事業や独自テーマ別の街づくりを進める必要があります。

今後区は、この「整備計画」をもとに、事業実施に向けた取り組みや事業実現に向けた関係機関との協議・調整など、具体的な取り組みを進めていきます。この具体的な取り組みの実施においては、関係者の合意形成に向けた協議・調整・検討など、地元の意見を反映しながら、関係機関と必要な協議を行って進めていきます。

目黒駅周辺地区街づくりニュース

第7号 平成25年11月 発行：目黒区街づくり推進部地区整備計画課

目黒駅周辺地区整備計画（素案）がまとまりました。
皆様のご意見を・ご感想をお寄せ下さい。

目黒駅周辺地区では、平成24年3月に地域住民の皆さんの意見を反映しながら、基本的な街づくりの方向性を示す目黒駅周辺地区整備構想（以下「整備構想」という。）を策定しました。

「整備構想」では、『権之助坂を始めとした歴史・文化を継承し、目黒川の水辺と桜並木の潤いのある環境を大切にして、皆でつくる活力にみちた住み良さが実感できるまち』を地区の将来像（目指していく10年後の姿）とし、3つの街づくりの目標、6つの街づくりの方針を示しています。

また、平成25年3月には、「整備構想」で掲げた地区の将来像を実現するため、段階的かつ計画的な街づくりの指針（地区整備計画の道しるべ）となる目黒駅周辺地区整備方針（以下「地区整備方針」という。）を策定しました。

区では、この「地区整備方針」を踏まえ、昨年6月に発足した、地域住民の方々に構成される「目黒駅周辺地区整備懇談会」等で意見交換を行いながら、より具体的な計画である目黒駅周辺地区整備計画（以下「地区整備計画」という。）づくりに取り組み、この度、地区整備計画（素案）を取りまとめました。今回の「目黒駅周辺地区街づくりニュース（第7号）」では、地区整備計画（素案）の概要についてお知らせします。

… 地区整備計画（素案）に関する説明会及び素案の閲覧を下記のとおり実施します。…
… 地域の皆様の説明会への参加をお待ちしています。…

●素案に関する説明会の開催	日時：平成25年12月5日（木） 午後7時～午後8時30分 会場：下目黒住区センター 第1・2会議室 ※参加希望者は、当日会場へお越しください。 なお、保育（未就学児）希望の方は、11月28日まで、また、手話通訳者が必要な方は、11月22日までに地区整備計画課へ申込みください。
●素案の閲覧	閲覧場所：総合庁舎本館1階区政情報コーナー・6階地区整備計画課 地区サービス事務所（東部地区を除く）、 田道・下目黒住区センター ホームページ： http://www.city.meguro.tokyo.jp から地区整備計画課の情報をご覧ください。 閲覧期間：平成25年11月15日（金）～平成25年12月20日（金）
●ご意見の提出方法	「目黒駅周辺地区街づくり」と明記し、住所、氏名または団体名をご記入の上、郵送、ファックス、メールにて地区整備計画課までお寄せください。 ○郵 送 先：郵便番号153-8573 目黒区街づくり推進部地区整備計画課（番地を書く必要はありません） ○ファックス：03-5722-9239 ○メー ル：meguroeki-kai@city.meguro.tokyo.jp ○締 め 切 り：平成25年12月20日（金）必着 ※ご意見については個別の回答はいたしません、要旨を取りまとめて公表します。
お問合せ：目黒区街づくり推進部地区整備計画課 電話：03-5722-9458（担当：森下）	

目黒駅周辺地区整備計画（素案）の概要

1. 地区整備計画の基本的な考え方

地区整備計画は、整備構想の地区の将来像の実現に向け、街づくりの目標や方針のもと、段階的かつ計画的に取り組みを進めていくことを基本とします。そこで、地区整備計画策定にあたって、今後の地区整備の課題を整理するとともに、地区整備計画で定める各取り組みについては、以下の4つの視点を考慮しながら、目標年次である平成33年度までに、「完了」・「着手」・「計画（検討）」のいずれかに進んでいくことを目指して、街づくりに取り組んでいきます。

【主な今後の地区整備の課題】

- 地域の活性化や目黒通りの賑わいを連続させること
- 安全・安心・良好な居住環境の維持・改善・調和を図ること
- 目黒川・みどり・地域資源を活かしながら、より良い景観づくりを誘導し、潤いある生活環境の向上を目指すこと
- 街を楽しむ「暮らしのみちネットワーク」の形成・充実を図ることなど

【取り組みの4つの視点】

- ① 実施中または実施予定の事業及びそれらと連携した取り組み
- ② 行政が主体となって進める取り組み
- ③ 行政と住民等（地域住民や商店会、事業者等）が連携して進める取り組み
- ④ 住民等が主体となって進める取り組み

2. 分野別整備計画、整備プログラム

地区整備計画では、昨年度策定した「地区整備方針」を踏まえ、以下の5つの分野別整備計画について、具体的な整備内容（整備プログラム）を整理しました。

整備計画1『賑わいあふれる商店街の形成』

- ◇ 地域生活を支える商店街として、権之助坂の雰囲気を活かしつつ個性的な商業施設の集積を進め、賑わいと活力のある地域に根ざした親しみのもてる沿道商業地の形成を目指します。

主な整備内容 ■ハード整備 ●ソフト整備		事業主体	スケジュール						
			H26	H30			H33		
実施中の事業と連携した取り組み	■沿道建物の耐震化の推進	区・都住民							
行政が主体となって進める取り組み	■電線類地中化の推進	都							
行政と住民等が連携して進める取り組み	■バリアフリー化の推進 ●沿道建物の耐震化に併せた街並み形成のルール化の推進	区・都住民							
		区住民							
住民等が主体となって進める取り組み	●特徴ある商業集積	住民							

整備計画2『地域の魅力を高める複合市街地の形成』

- ◇ 住宅、業務施設等が立地する複合市街地において、地域住民の意向等を反映した取り組みの中で、住宅や商業・業務施設の立地動向を考慮するなど、周辺環境に配慮した地域の特性に相応しい住環境と業務環境が調和・共存する市街地の形成を目指します。

主な整備内容 ■ハード整備 ●ソフト整備		事業主体	スケジュール						
			H26	H30			H33		
行政と住民等が連携して進める取り組み	■行人坂の歩きやすい歩行環境の充実 ●樹木等の保全や屋上緑化、壁面緑化の推進	区住民							
住民等が主体となって進める取り組み	●下目黒1丁目住居系用途地域の土地利用のあり方の検討 ●緑化ルール検討の推進	住民							

整備計画3『安全・安心で良好な居住環境の形成』

- ◇ 良好な住環境の保全・形成、みどりの保全・創出、防災・防犯性の向上、環境に配慮した街づくりの推進、個性ある景観形成など、地域の特性に応じて、地域コミュニティとの連携・協力のもとに誰もが安心して暮らし続けることのできる街づくりを推進します。

主な整備内容 ■ハード整備 ●ソフト整備		事業主体	スケジュール						
			H26	H30			H33		
行政が主体となって進める取り組み	■公共施設における雨水流出抑制の推進 ■環境に配慮した公共事業の推進（みどりの保全・創出） ■保水性舗装など環境型舗装整備の推進	区							
行政と住民等が連携して進める取り組み	■不燃化・耐震化に向けた取り組み ■狭あい道路の整備・隅切りの改善の推進	区住民							
住民等が主体となって進める取り組み	■民間施設における雨水流出抑制の推進 ●地区計画、景観協定等のルールづくりの推進 ●ゴミだし等のマナー向上に向けた取り組みの推進	住民							

※ 整備内容は一例です。詳細は地区整備計画（素案）をご覧ください。（①頁 素案の閲覧）

（④頁に続きます）